

「第 29 回 外務員等資格試験制度の見直しに関するワーキング」議事要旨

日 時 平成 23 年 7 月 27 日（水）午後 1 時～ 1 時 35 分  
場 所 日本証券業協会 第 1 会議室  
出 席 者 主査、副主査ほか各委員  
議 題 1. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いに係る外務員の職務の見直し  
2. 特別会員の外務員の投資信託に係る特例措置の廃止

議事概要

1. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いに係る外務員の職務の見直し

協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売勧誘の適正化を図るため、これら複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いに係る外務員の職務の見直しについて、事務局から、次のとおり配布資料に基づき報告・説明が行われた後、意見交換が行われた。

【 事務局報告・説明 】

- ① 検討経緯
- ② 基本的な考え方（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取引に係る外務員の職務を行うことができるのは、一種外務員及び特別会員一種外務員とする。）
- ③ 仕組債等の販売勧誘等を行う外務員の実態に関するアンケート調査結果

【 意見交換 】

（委員）

- ・ 前回ワーキングでのヒアリングにおいて、有識者から、二種外務員が、店頭デリバティブ取引に関する知識が不十分なまま店頭デリバティブ取引を内包する複雑な仕組債・投資信託等を取り扱っているという現状について、外務員資格制度の不備を問われかねない状況であり見直すべきとの意見があった。

これらの意見に対して、このような現状を問題なしとすることは難しく、当該問題

に合理的な対応が必要というのが基本的な考え方の背景であるという理解でよい。

（事務局）

- ・ ご理解のとおり。

（委員）

- ・ 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（以下「投資勧誘規則」という。）の改正では、レバレッジ投資信託は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託と異なり、注意喚起文書の交付及び確認書の徴求が必要ないとされている。外務員の職務の見直しでは、レバレッジ投資信託は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託と同様の取扱いになるのか。それとも、両者は取扱いが異なるのか。

（事務局）

- ・ 投資勧誘規則では、レバレッジ投資信託は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託と比較して複雑な取引とまではいえないと整理され、資料1-4のとおり投資勧誘規制に差が設けられている。
- ・ レバレッジ投資信託は、レバレッジ効果により、一般の投資信託よりも値動きが激しくなる可能性がありリスクが高い取引と整理され、新たに「合理的根拠適合性の検証」、「勧誘開始基準」、「重要事項の説明」が設けられた。レバレッジ投資信託の取扱いには、外務員にデリバティブ取引の知識と理解が必要であることに加え、顧客への商品内容・リスク説明及び適合性原則の徹底を図る観点から、一種外務員資格が必要であると考え、本ワーキングにおいて検討していただくこととしたものである。

## 2. 特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止

- （1）平成10年12月の金融機関の投信窓販等の開始に伴い、平成11年2月前に実施された特別会員一種・特別会員二種外務員資格試験等の合格者のうち、特別会員が実施する社内研修（いわゆる「8時間研修」）の受講修了者については、特例措置として、投資信託等の取扱いを認めている。
- （2）事務局から、特別会員の上記（1）の投資信託等に係る特例措置の廃止について、配布資料に基づき報告・説明が行われた後、次のとおり意見交換が行われた。

## 【 意見交換 】

(委員)

- ・ 特別会員の投信窓販等の解禁に対応するための外務員の特例措置、いわゆる「８時間研修」について、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売勧誘に係る外務員の職務の見直しと併せて実施したい旨の説明があったが、いわゆる「８時間研修」の廃止と外務員の職務の見直しとの関連性について教えていただきたい。

(事務局)

- ・ 事務局では、外務員資格試験による外務員としての一定の資質の確認が行われていない者が、特例措置により投資信託等の取扱いを可能とする、いわゆる「８時間研修」のあり方については、かねて整理が必要と考えていたところである。今回の店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の販売勧誘に係る外務員の職務の見直しとは直接の関係は無いが、「保有資格」と「取扱い可能商品」の対応関係の明確化の観点では同じテーマであり、この機会にいわゆる「８時間研修」の廃止について検討願いたい。

(配付資料)

- ・ 資料１－１ 店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組債等の販売勧誘に係る外務員資格制度の見直しについて(案)
- ・ 資料１－２ 第 28 回ワーキング議事概要
- ・ 資料１－３ 国民生活センター報道発表資料（抜粋）
- ・ 資料１－４ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売勧誘規制について
- ・ 資料１－５ いわゆる「８時間研修」について
- ・ 資料２ アンケート調査結果
- ・ 参考 ワーキングにおける最近の検討状況等

以 上

## 【 本件に関するお問い合わせ先 】

規律本部 資格管理部（TEL 03-3667-8461）